

住民監査請求の概要

令和5年4月

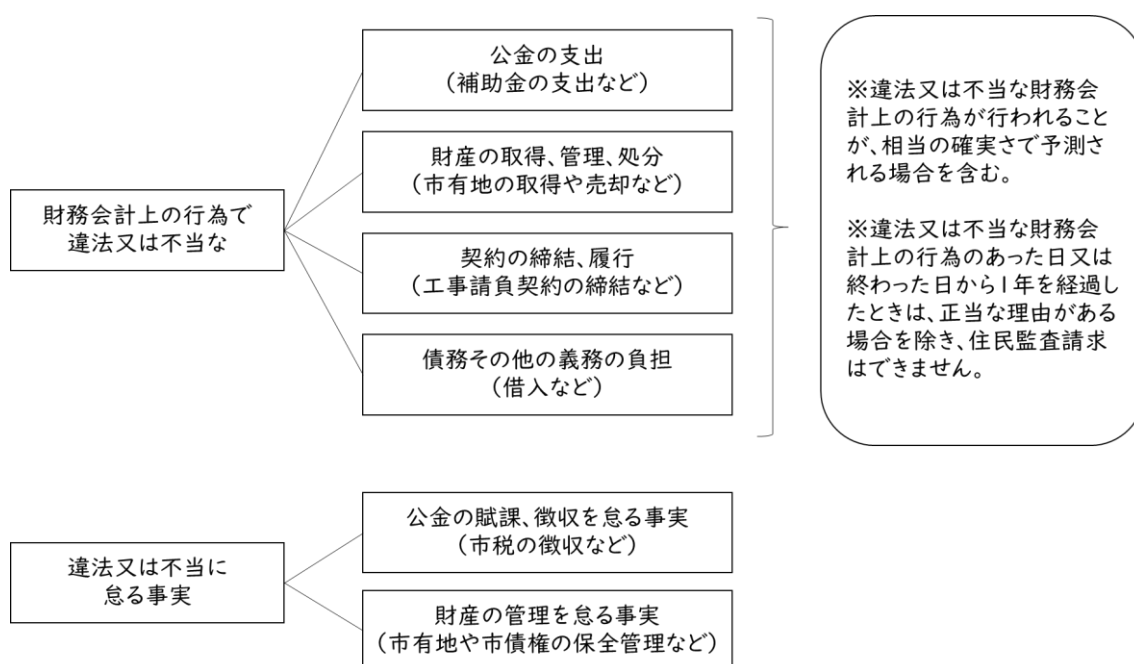
習志野市監査事務局

1. 住民監査請求とは

住民監査請求とは、地方自治法第242条に基づいて住民（習志野市に住民票を有する方もしくは市内に所在地を有する団体）が、市長や市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為や、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるときに、監査委員に対して監査を求め、当該行為の防止、是正、当該怠る事実を改め、又は市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを監査委員に請求することができる制度です。

2. 請求の対象

市長や市の職員等による、市の財政に損害を与える次のいずれかの財務会計上の行為又は怠る事実が住民監査請求の対象です。



3. 請求できる方

習志野市内に住所を有する方（個人又は法人等、いずれも複数可）

※法人等の場合は、主たる事務所の所在地又は本店の所在地が習志野市内であることが要件となります。

○請求人が習志野市の住民であることを確認するため、住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）を公用で取得します。取得した住民票の写し（又は登記事項証明書）は、当該住民監査請求に係る事務以外には使用しません。

4. 請求の方法

住民監査請求を行う場合は、習志野市職員措置請求書（以下「請求書」という。）の提出が必要です。

- ① 3ページの記載例を参考に請求書を作成し、
- ② 事実証明書を添付して

監査事務局まで直接持参するか、郵送にて提出してください。なお、FAXや電子メールでの受付はできません。

※提出にあたっては、P7の「提出時チェックリスト」により、確認をお願いします。

提出先

〒275-8601

習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市役所 監査事務局（庁舎2階）

※請求書を提出する際の注意事項及びお願い

- ・書類の補正を要求する場合や、手続きについての日程調整等のため、平日の日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。
- ・団体で請求する場合は、連絡担当者の氏名及び電話番号を記載してください。
- ・複数の個人（団体）が連名で請求する場合は、代表者を選出し、「代表者選任届（様式第2号）」を提出してください。
- ・郵送で提出する場合、請求書が監査事務局に到着した日を提出日として取り扱います。

補足事項

監査事務を円滑に進めるため、本概要に添付されている「個人情報の取り扱いに関する意向確認書（様式第1号）」、「陳述及び立会い等に関する意向確認書（様式第3号）」の提出をお願いします。

5.請求書記入例

職員措置請求書の記入例は次のとおりです

習志野市職員措置請求書

習志野市長(又は〇〇委員会、委員、職員)に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

※提出する請求書には、次の事項を具体的に記載する必要があります。

- ・誰が(請求の対象者など)
- ・いつ、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるのか
- ・その行為等は、どのような理由で違法・不当なのか
- ・その結果どのような損害が市に生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか
- ・財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由

2. 請求者

住所

氏名 (自署)

連絡先

- ・氏名は自署してください
- ・連絡先として、平日の日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。

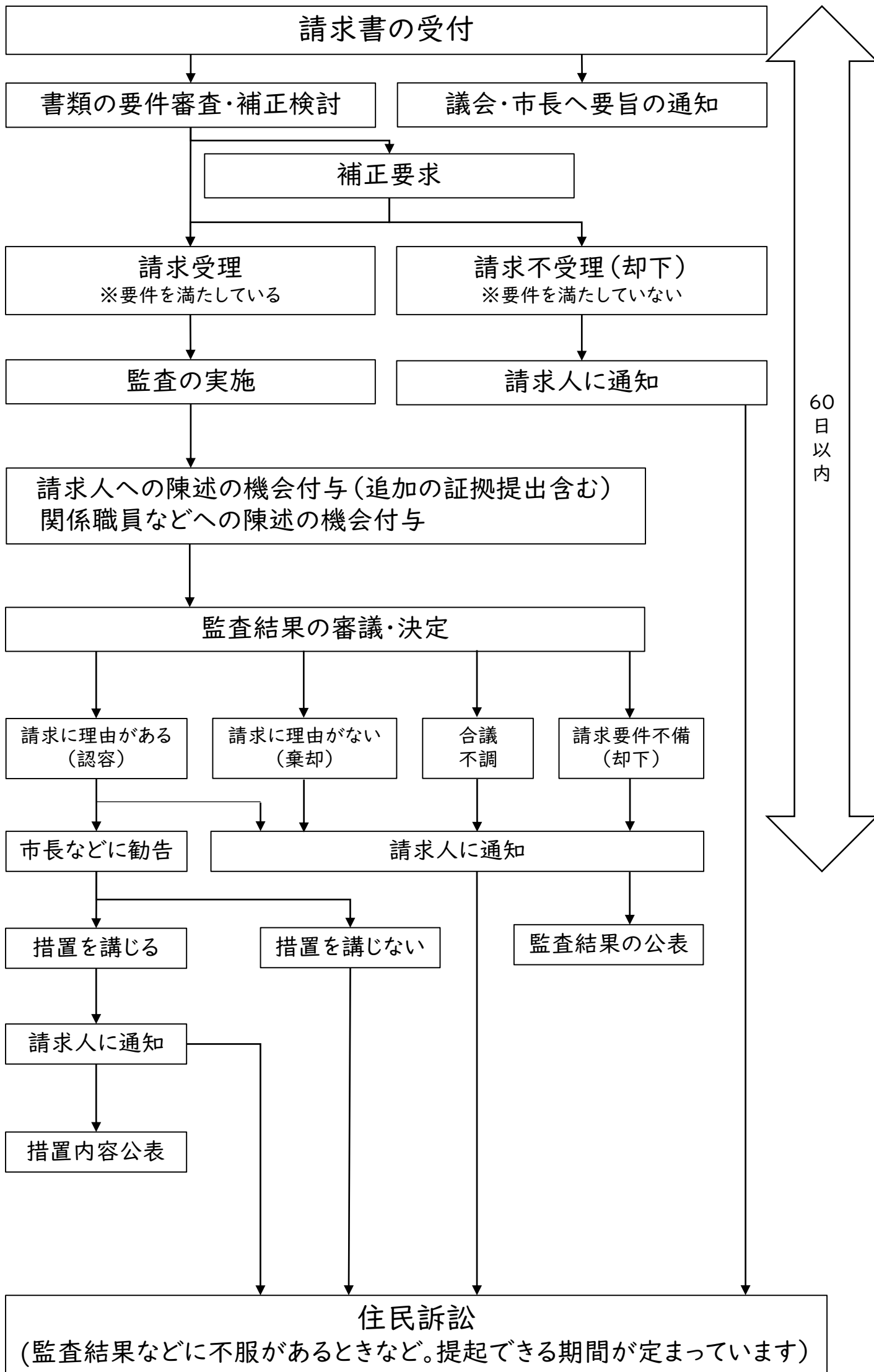
地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

習志野市監査委員あて

(注)縦書きでも差し支えありません

6.住民監査請求の流れ



7.陳述の機会の付与

地方自治法第242条第7項の規定により、請求人には請求の要旨を補完するための陳述及び、新たな証拠提出のための機会が与えられます。

留意点

- ・これは、請求人の主張を監査委員が聴取するために設けられる場です。従って、監査委員は請求人の主張及び提出された証拠について質問を行いますが、意見や監査結果をその場では述べません。
- ・陳述の場では、監査委員及び監査事務局の指示に従ってください。
- ・陳述は原則として公開されますが、請求人の希望により非公開とすることができます。「陳述及び立会い等に関する意向確認書」にて意向を届け出てください。

8.監査結果等に不服の場合

請求人が監査結果等に不服がある場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求することができます。

住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。(詳細は裁判所に御確認ください)

1	監査結果や勧告の内容に不服がある場合 (監査を実施せず却下されたことに不服がある場合も含む)	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求の受付をした日から起算して60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合	60日を経過した日から30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過した日から30日以内

メモ

提出時チェックリスト

項目	確認事項	チェック☑
表題	表題に「習志野市職員措置請求書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
件名	「請求の要旨」など、件名は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
請求の要旨	請求の対象となる職員などが誰かは特定されていますか。	<input type="checkbox"/>
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は特定されていますか。	<input type="checkbox"/>
	その財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当である理由は具体的に示されていますか。	<input type="checkbox"/>
	その財務会計上の行為又は怠る事実の結果として発生する又はそのおそれのある損害は示されていますか。	<input type="checkbox"/>
期間制限	その財務会計上の行為が、あった日又は終わった日から1年を経過していませんか。	<input type="checkbox"/>
	1年を経過している場合、「正当な理由」の記載はありますか。	<input type="checkbox"/>
請求者	住所及び氏名は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	住所は習志野市内ですか。	<input type="checkbox"/>
	氏名は自署されていますか。	<input type="checkbox"/>
	連絡先は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
添付書類	違法又は不当の事実を証する書面は添付されていますか。	<input type="checkbox"/>
その他	「地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。」など、請求の根拠条項は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	請求年月日は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	「習志野市監査委員あて」とあて先は記載されていますか。	<input type="checkbox"/>

メ

(様式第1号)

年 月 日

習志野市代表監査委員 あて

請求人(自署) 氏名 _____

住所 _____

個人情報の取り扱いに関する意向確認書

年 月 日に提出した習志野市職員措置請求書に係る、私の個人情報(氏名及び住所)の取り扱いについて、下記のとおり意向を申し出ます。

記

以下の項目について、公表・非公表のいずれかに丸を付したものを、私の意思表示とします。

・公告(監査結果を市役所の掲示場に掲示)

【 公表 ・ 非公表 】

・ホームページ(ホームページへの監査結果の公表)

【 公表 ・ 非公表 】

・市長及び議会への通知

【 公表 ・ 非公表 】

以上

(様式第2号)

年 月 日

習志野市代表監査委員 へ

代表者選任届

年 月 日に提出した習志野市職員措置請求書に係る一切の手続きや、通知の受け取り等は、下記の者が代表して行いますので届け出ます。

記

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (自署)

代表者連絡先 _____

以上

届け出請求人一覧(自署)

※欄が足りない場合は別紙可としますが、必ず自署としてください。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. _____ | 2. _____ |
| 3. _____ | 4. _____ |
| 5. _____ | 6. _____ |
| 7. _____ | 8. _____ |
| 9. _____ | 10. _____ |

(様式第3号)

年 月 日

習志野市代表監査委員 あて

(代表)請求人(自署)氏名 _____

住所 _____

陳述及び立会い等に関する意向確認書

年 月 日に提出した習志野市職員措置請求書に係る、陳述及び立会い等について、下記のとおり意向を申し出ます。

記

1. 地方自治法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会に関して、
証拠提出ないしは陳述の機会の付与を

【 希望します ・ 希望しません 】

※請求人が複数の場合、代表して陳述を行う方を選定していただく場合があります。

2. 地方自治法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関して

- (1) 請求人の陳述を聴取する際に、関係執行機関等の職員の立会いを

【 希望します ・ 希望しません 】

※意見交換をする場ではありませんのでご注意ください。(2)も同様です。

- (2) 関係執行機関等の職員の陳述を実施する際に立会いを

【 希望します ・ 希望しません 】

3. 「住民監査請求における陳述等の取扱基準書」第10条に規定する陳述の公開に関して
公開されることについて

【 希望します ・ 希望しません 】

※陳述が公開される場合、立会人以外に傍聴希望者が陳述会場に入室する可能性があります。

以上

